茨城県青少年の健全育成等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第12条　（略） （定義） 第13条　この章及び第5章において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 (1)　青少年　18歳に達するまでの者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿をいう。 (2)～(10)　（略） 第14条～第48条　（略）	第1条～第12条　（略） （定義） 第13条　この章及び第5章において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年　18歳に達するまでの者(配偶者のある女子を除く。)をいう。 (2)～(10)　（略） 第14条～第48条　（略）